

育児休業中の保育について

育児休業をご予定している保護者の皆様へのお知らせ

千葉市では現在、待機児童数が多いことが問題となっています。

より多くのお子さんが保育所（園）に通えるように、育児休業を取得される方は家庭での保育が可能であることに鑑み、保育所（園）に通っている上のお子さんについては、原則として退所をお願いしています。

○育児休業から職場へ復帰される際には生まれたお子さんも含めて、保育所（園）への入所は最優先としています。（復職日以降の入所となります。）

※千葉市在住の方が対象です。

○入所内定に合わせて復職することを条件として、申込みできます。

この場合、復職日を確認するため、入所内定後に改めて就労証明書をご提出いただくことになります。

○特に4月の一斉入所であれば、入所できる可能性は非常に高い状況ですので、ぜひご検討ください。

※保育所の状況により、入所できない場合もありますのでご了承ください。

なお、育児休業期間中は原則として退所をお願いしていますが、3歳以上児の集団保育継続の観点や、その他諸般の理由から、保育所の利用を継続することを希望する場合は、申請により、生まれたお子さんが一歳になる月の月末までの間に限り、継続して入所することができます。

【申請に必要な書類】

- 保育所継続入所申出書（各区こども家庭課にあります）
- 就労証明書等（育児休業期間がわかるもの）
- 申立書

保護者の皆様方にご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

●各区保健福祉センターこども家庭課

中央区 Tel 043-221-2172

花見川区 Tel 043-275-6421

稲毛区 Tel 043-284-6137

若葉区 Tel 043-233-8150

緑区 Tel 043-292-8137

美浜区 Tel 043-270-3150

●保育運営課

Tel 043-245-5729